

※ 令和 7 年 5 月 27 日開催の令和 7 年度第 2 回理事会で内容確認及び承認

---

学校法人麻布獣医学園役員及び評議員報酬支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人麻布獣医学園（以下「学園」という。）寄附行為第 59 条第 1 項の規定に基づき、理事長、理事及び監事並びに評議員（以下「役員及び評議員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬とは、役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬には、学園給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤及び非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 常勤及び非常勤の役員並びに評議員に対する報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 300,000 円
- (2) 理事 月額 50,000 円
- (3) 監事 月額 50,000 円
- (4) 評議員 評議員会出席 1 回につき 20,000 円

2 前項の定めにかかわらず、学園寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める理事が理事長に選任された場合の報酬の額は、次のとおりとする。

理事長 月額 100,000 円

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員に対する報酬は、毎月 22 日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、前日に支給する。

- 2 評議員に対する報酬は、評議員会への出席があった都度、支給する。ただし、議事が一連のものとみなされる評議員会等への出席にあつては、その報酬の額は評議員会 1 回分の出席として取り扱うことができるものとする。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員及び評議員には、学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 7 条 学園は、この規程をもって、私立学校法第 100 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準とし、同法第 137 条第 2 号に基づき公表する。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 1 月 25 日に制定し、平成 12 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 「学校法人麻布獣医学園役員報酬内規」(平成 8 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 9 日に改正し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 27 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 27 日に改正し、同日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、学校法人麻布獣医学園寄附行為の認可日(令和 7 年 1 月 24 日)と同日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 4 号に規定する報酬の額の算定方法について、令和 7 年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。